

令和4年分政党交付金の変更決定等

令和4年7月10日に第26回参議院議員通常選挙が執行されたことに伴い、政党助成法（平成6年法律第5号）の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする9政党から、選挙基準日（※）現在における各政党の組織等に関する事項について届出がありました。

この届出に基づき、各政党へ交付すべき政党交付金の額について、本日、変更決定及び交付決定を行いました。

※ 通常選挙の期日の翌日又は当該選挙により選出された参議院議員の任期の初日のうちいずれか遅い日。
今回は任期の初日となる7月26日。

令和4年7月26日（選挙基準日）現在における政党の届出に基づく各政党への政党交付金の変更決定額及び交付決定額は、以下のとおりです。

○変更決定（継続して政党交付金の交付を受ける政党）

自由民主党	15,982,318,000円
立憲民主党	6,792,114,000円
日本維新の会	3,170,357,000円
公明党	2,949,478,000円
国民民主党	1,532,685,000円
れいわ新選組	498,897,000円
NHK党	262,530,000円
社会民主党	271,119,000円

○交付決定（政党としての要件を満たすこととなった政党）

参政党	77,022,000円
-----	-------------

（注1）変更決定項目内の政党の記載順は、令和4年7月26日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順（同数の場合は五十音順）によるものです。

（注2）令和4年分政党交付金の1回目の交付は4月20日に、2回目の交付は7月20日に、それぞれ行われています。

（注3）変更決定に係る上記8政党の政党交付金については、政党からの請求に基づき、3回目の交付分として、変更決定額から4月及び7月の既交付額を控除した額の2分の1の額が、10月20日に交付されます。

（注4）新たに交付決定された参政党については、上記交付決定額の2分の1の額が10月20日に交付されます。

（注5）「NHK党」は、令和4年4月25日に「NHK受信料を支払わない国民を守る党」から名称を変更しました。

（連絡先）

自治行政局選挙部政党助成室

担当：中村補佐、斎藤係長

電話：（代表）03-5253-5111

（直通）03-5253-5582

（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

令和4年分政党交付金変更決定額等の増減

(単位:千円)

	政党名 (略称)	変更決定額等 令和4年7月26日(選挙基準日)現在		当初決定額 令和4年1月1日(基準日)現在		増減額	
		(A)	比率(%)	(B)	比率(%)	(A)-(B)	増減率(%)
変更決定	自由民主党 (自民党)	15,982,318	50.68	16,036,179	50.85	▲ 53,861	▲ 0.3
	立憲民主党 (立憲党)	6,792,114	21.54	6,786,807	21.52	5,307	0.1
	日本維新の会 (維新)	3,170,357	10.05	3,027,280	9.60	143,077	4.7
	公明党 (公明)	2,949,478	9.35	3,009,281	9.54	▲ 59,803	▲ 2.0
	国民民主党 (国民党)	1,532,685	4.86	1,773,641	5.62	▲ 240,956	▲ 13.6
	れいわ新選組 (れいわ)	498,897	1.58	413,017	1.31	85,880	20.8
	NHK党 (NHK)	262,530	0.83	211,273	0.67	51,257	24.3
	社会民主党 (社民党)	271,119	0.86	279,043	0.88	▲ 7,924	▲ 2.8
交付決定	参政党 (参政)	77,022	0.24	-	-	77,022	皆増
	合計	31,536,520	100.00	31,536,521	100.00		

(注1) 変更決定項目内の政党の記載順は、令和4年7月26日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順(同数の場合は五十音順)によるものです。

(注2) 各欄の比率は表示単位未満四捨五入のため、合計と一致しません。

(注3) 「NHK党」は、令和4年4月25日に「NHK受信料を支払わない国民を守る党」から名称を変更しました。